

# 住民投票制度

## 住民投票制度の概要

### 1 住民投票とは

地域における重要課題・政策等に関して、住民の賛否を直接問うもの。

### 2 現行法上で制度化されている住民投票

#### (1) 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定（憲法第95条）

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、住民投票で過半数の同意を得なければ制定することができない。（例：1949年 広島平和記念都市建設法、1951年 軽井沢国際親善文化観光都市建設法）

#### (2) 地方自治法による議会の解散請求（地方自治法第13条、第76条、第78条）

選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、議会の解散を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議会は解散する。

#### (3) 議員・長の解職請求（地方自治法第80条、第81条、第83条）

選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、議員・長の解職を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議員・長は失職する。

#### (4) 合併協議会の設置（市町村の合併の特例等に関する法律）

議会で住民請求（50分の1の連署）による合併協議会設置が否決された場合、合併請求市町村長または6分の1以上の有権者は住民投票に付すことを請求できる。

### 3 地方公共団体における住民投票

上記以外の地方公共団体の重要問題・政策等に関する住民投票は、地方公共団体の住民投票条例により実施される。住民投票条例は「常設型」と「個別型」の2種類がある。

#### (1) 常設型の住民投票条例

住民投票の対象事項や発議などを予め定めた住民投票条例を常設し、要件が満たされた場合にいつでも住民投票が実施できるもの。短期間での実施、発議要件を満たせば議会の議決を経ないで確実に住民投票を実施できるメリットに対し、住民投票の濫用の恐れやそれによる大きな経費負担といったデメリットがある。

## (2) 個別型の住民投票条例

住民の意思確認の必要性が生じた場合に、市民の直接請求や長・議員の提案により、案件ごとに議会の議決を経て住民投票条例を制定し、実施するもの。住民投票の必要性を案件ごとに議会審議することから制度の濫用を防止できるメリットに対し、実施まで時間を要する、市民が直接請求しても、議会で住民投票条例を否決した場合は実施できないというデメリットがある。

## 小諸市における住民投票の流れ

### 1 住民投票条例の設置

現在、小諸市において住民投票を実施する場合には、まず「住民投票条例」の設置が必要となる。次により議会へ住民投票条例案を提出し、議会議決することにより実施できる。

#### (1) 住民による直接請求（地方自治法第74条）

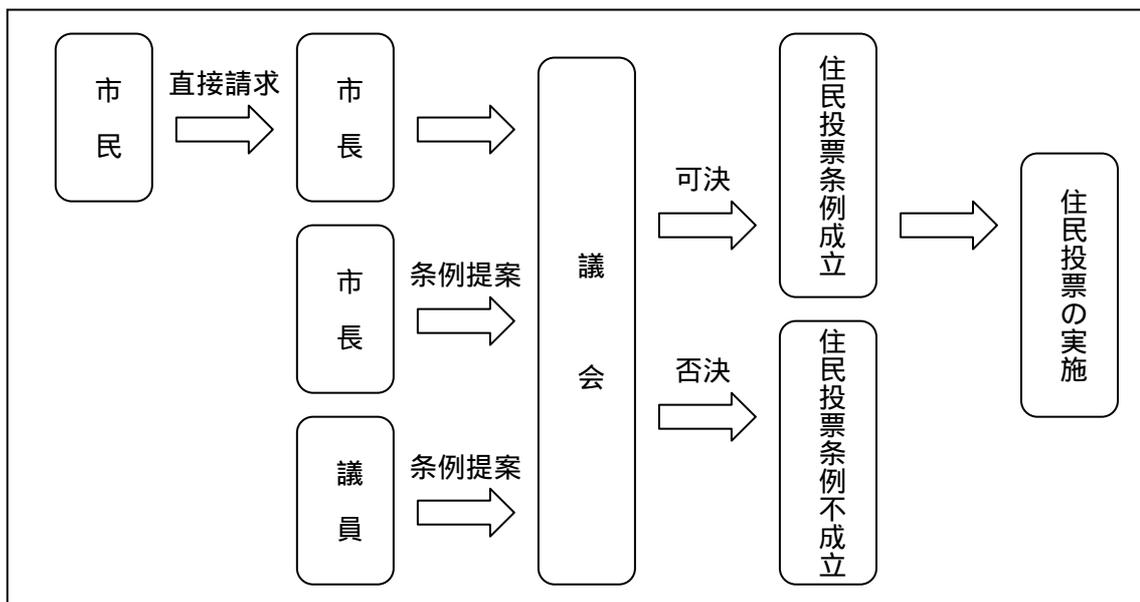
議会の議員及び選挙権を有する者は、有権者の50分の1以上の者の連署をもって、長に対し条例の制定又は改廃を請求することができる。

#### (2) 議員提案（地方自治法第112条）

議員は、議会の議決すべき事件について、議案を提出することができる。ただし、議案提出には、議員定数の12分の1以上の者の賛成が必要。

#### (3) 市長（地方自治法149条）

議会の議決を経べき事件につきその議案を提出することができる。



## 自治基本条例と住民投票

### 1 住民投票条例制定の請求・投票に関する緩和規定

地方自治法により、選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、長に対し条例の制定又は改廃を請求することができる。自治基本条例の中で連署の年齢を 18 歳とする（三鷹市）連署と投票年齢を 16 歳とする（大和市）永住外国人まで含む（大東市）といった緩和規定を設けることができる。

### 2 自治基本条例と常設型の住民投票条例

常設型の住民投票条例の場合、予め対象となる事項などが定められ、住民投票の実施にあたっては議会議決を要しないことから、自治基本条例の中に、市民（住民）から請求があった場合は、必ず実施する旨の規定を設けることができる。しかしながら、その要件としては、大きな経費の負担を要すること、濫用の防止、また二元代表制の尊重から、多くの自治体において、4 分の 1 以上の連署を必要とする（名張市）などハードルを高くしている。

### 3 自治基本条例と個別型の住民投票条例

住民投票を個別型としている市町村の多くは、自治基本条例の中に市民（住民）からの請求要件（地方自治法からの緩和等）を規定し、その実施にあたっては、個別に制定する住民投票条例に規定するとしています。この場合、あくまで選挙で選ばれた市長と議会議員による二元代表制を尊重、住民投票の案件は政策等における最重要事項でなければならないこと、住民の意思確認の最終手段であることなどから、濫用防止のため実施にあたっては、地方自治法に規定されているとおり議会議決を経て条例を制定します。また、個別型は、住民投票条例を案件ごとに定めることから、投票者に高校生や外国人を含むなどその内容によって柔軟に対応することができます。

## 参考法令（抜粋）

### 【日本国憲法】

第 95 条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

### 【地方自治法】

第 13 条 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の解散を請求する権利を有する。

2 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員、長、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

3 日本国民たる普通地方公共団体の住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の教育委員会の委員の解職を請求する権利を有する。

第 74 条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例の制定又は改廃の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第 1 項の請求を受理した日から 20 日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

第 76 条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

2 前項の請求があつたときは、委員会は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。

3 第一項の請求があつたとき、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。

第 78 条 普通地方公共団体の議会は、第 76 条第 3 項の規定による解散の投票において過半数の同意があつたときは、解散するものとする。

第 80 条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。

3 第 1 項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならない。

第 81 条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の 3 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

3 第 1 項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならない。

第 83 条 普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第 80 条第 3 項又は第 81 条第 2 項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。

第 112 条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

2 前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成がなければならない。

第 149 条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

#### 【市町村の合併の特例等に関する法律】

第 4 条 選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

9 議会の審議により、合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

11 第 9 項に規定する場合において、選挙権を有する者は、その総数の 6 分の 1 以上の者の連署をもって、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。